

美郷町技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年 3月

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等

区 分	美 郷 町			民間企業			A/B
	平均年齢	職員数	平均給与月額 (A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
全体	53.3 歳	14 人	406,400 円	-	-	-	-
用務員	55.2 歳	7 人	405,843 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.8
調理員	52.6 歳	4 人	381,450 円	調理士	42.8 歳	206,700 円	1.8

*美郷町のデータは、平成19年4月1日現在のものです。

*民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
(平成16～18年の3ヶ年平均)

*技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

*「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当など諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

*職員数が2人以下の職種については記載していません。

(2) 年齢別職員数 (単位：人) (平成19年4月1日現在)

区 分	39歳 未満	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上
全体		1	2	1	5	5	
用務員					5	2	
調理員			1	1		2	
学校給食員		1	1				
運転手						1	

(3) その他給与に関する事項

① 給料表

技能労務職給料表（国の行政職給料表（一）の4級制）を適用しています。

② 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ該当者に支給しています。

このうち、技能労務職員を対象とした特殊勤務手当は次のとおりです。

名称	支給要件	支給額
特殊重機運転手当	特殊重機の運転に従事した場合	日額230円

③ 昇給基準

毎年1月1日に、前1年間における勤務成績に応じて4号給（55歳を超える職員は2号給）を標準として昇給させています。

2 基本的な考え方

技能労務職員は、合併前の旧3村とも採用抑制をしており、美郷町となってからは新たな採用は行っていません。今後も退職不補充を原則とします。

また、既存事業の見直しや民間委託及び指定管理者制度の導入を検討するなど、適正化に向けた取組をしていきます。

3 具体的な取組内容

(1) 給与に関する事項

特殊勤務手当については、本来の手当のあり方を精査し、廃止を視野に入れて見直しを検討します。

(2) 任用に関する事項

技能労務職員については、基本的に退職不補充とします。退職による人員不足が生じる場合は、民間委託又は臨時職員の雇用等で対応していくこととします。

また、他職種への任用替えを検討します。